

県外産業廃棄物の搬入に係る
事前協議等に関する条例
逐条解説

平成21年4月

岩手県環境生活部

条 例	規 則
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年岩手県条例第73号)第8条の規定により、県外からの産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成14年岩手県条例第74号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

取 扱 要 領
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要領は、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成14年岩手県条例第74号。以下「条例」という。)及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則(平成15年岩手県規則第23号。以下「規則」という。)の円滑かつ適正な施行を図るため必要な事項を定めるものとする。</p>

【趣旨】

本条は、この条例の趣旨を定めたものであり、循環型地域社会の形成に関する条例第8条を受けて定めた県外産業廃棄物の搬入事前協議の手続に関する条例であることを明記したものである。

平成2年度から「廃棄物処理に関する指導要綱」により県外産業廃棄物の搬入に関し、事前協議を行っていたが、青森県境不法投棄事件の教訓等を踏まえ、実効性の向上と行政手続の透明化の要請及び広域的な産業廃棄物対策として北東北三県で同一かつ同時に条例を制定することの合意等から本条例を制定したものである。

【留意事項等】

- 1 本条例は産業廃棄物の広域移動の規制は望ましくないとする国のスタンスとは衝突する場面も生じるが、次の立法事実等により制定したものである。

青森県境不法投棄事件の対象物に県外産業廃棄物が相当程度含まれていたこと。

指導要綱制定から10年間を経過し、取り巻く環境が変わったこと。

自県(圏)内処理の原則を推進する上で、県外産業廃棄物の流入は相当程度プレッシャーとなること。

原則として残渣の生じないリサイクル処理目的の搬入のみ認めている従来とスタンスを変えておらず、新たな制限の負荷ではないので、影響は大きくないこと。

併せて、優良な産廃処理業者の育成、排出事業者及び不適正処理関与者の責任の拡大等、監視事業の充実強化を行うこととしており、総合的な施策の一環として導入すること。

- 2 本条例は産業廃棄物税条例とともに産業廃棄物に関して共通の課題を有する北東北3県が連携して同一かつ同時に制定したものであるため、本県独自に研究を進めてきた総合的な産業廃棄物対策に関する制度を盛りこんだ循環型地域社会の形成に関する条例に統合しなかったものである。

条 例	規 則
<p>(県外産業廃棄物の搬入事前協議)</p> <p>第2条 その事業活動に伴い県外において産業廃棄物を生ずる事業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条第3項の間処理業者を含む。以下「県外排出事業者等」という。)は、県外において生じた産業廃棄物(使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第2条第2項に規定する使用済自動車、同条第3項に規定する解体自動車及び同条第4項に規定する特定再資源化物品を除く。以下「県外産業廃棄物」という。)の処理(収集又は運搬を除く。)を県内で行うため搬入しようとする場合は、その搬入を開始しようとする日の、<u>30日前までに</u>、規則で定めるところにより、知事に、<u>協議</u>しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による協議に係る搬入の期間は、搬入を開始しようとする日から1年以内とする。ただし、県外排出事業者等が、循環型地域社会の形成に関する条例第14条第1項第1号の格付けを取得している産業廃棄物処理業者その他規則で定める者に県外産業廃棄物の処理を委託する場合は、<u>3年</u>の<u>範囲内</u>で規則で定める期間以内とする。</p>	<p>(県外産業廃棄物の搬入事前協議)</p> <p>第2条 条例第2条第1項の協議は、県外産業廃棄物搬入事前協議書(様式第1号)により行わなければならない。</p> <p>2 前項の協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、第1号から第4号まで及び第6号の書類又は図面については、条例第2条第1項の協議を経て県外産業廃棄物の搬入を行った者が継続して県外産業廃棄物の搬入を行う場合であって、これらの書類又は図面の内容に変更がないときは、省略することができる。</p> <p>(1) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し</p> <p>(2) 排出事業者の事業の概要を記載した書類</p> <p>(3) その事業活動により県外産業廃棄物が生ずるまでの工程の概要図</p> <p>(4) 県外産業廃棄物の発生過程上問題があると認められる場合にあっては、県外産業廃棄物の成分の分析の結果、性状等を記載した書類</p> <p>(5) 処理を委託する場合にあっては、当該委託について受託者の同意を得たことを証する書面及び産業廃棄物処理業の許可証の写し</p> <p>(6) 搬入経路図</p> <p>(7) 継続して県外産業廃棄物の搬入に係る協議を行う場合にあっては、直近の条例第2条第3項の基準に適合する旨の通知の写し</p> <p>3 条例第2条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 県内の事業者が当該事業活動に伴う県外産業廃棄物の処理(収集又は運搬を除く。)を県内で行うため搬入しようとする場合</p> <p>(2) 特に緊急を要すると認められる場合</p> <p>4 条例第2条第2項ただし書の規則で定める者は、他の都道府県知事により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条の2第3項各号(同令第10条の12第2項において準用する場合を含む。)のいずれにも該当すると認められた産業廃棄物処理業者(次項において「省令基準該当産業廃棄物収集運搬業者」という。)とする。</p>

5 条例第2条第2項ただし書の規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年岩手県条例第73号)第13条第1項の産業廃棄物処理業者育成センター(以下この項において「育成センター」という。)が行った格付け(循環型地域社会の形成に関する条例施行規則(平成15年岩手県規則第22号)第9条の2第4項の規定に基づく格付けをいう。以下この項において同じ。)において最上位の格付けを取得した産業廃棄物処理業者以外の産業廃棄物処理業者に県外産業廃棄物の処分を委託する場合 2年

(2) 育成センターが行った格付けにおいて最上位の格付けを取得した産業廃棄物処理業者に県外産業廃棄物の処分を委託する場合(次号に規定する場合を除く。) 3年

(3) 前号に規定する産業廃棄物処理業者に県外産業廃棄物の処分を委託し、かつ、育成センターが行った格付けを取得した産業廃棄物処理業者又は省令基準該当産業廃棄物収集運搬業者に県外産業廃棄物の収集運搬を委託する場合 4年

3 知事は、第1項の協議を受けたときは、当該協議に係る処理（収集又は運搬を除く。）の内容が、「循環型地域社会の形成に関する条例第7条の原則に基づき規則で定める循環型地域社会の形成に支障を及ぼさない県外産業廃棄物の本県への搬入後の処理方法等の基準に適合する旨又は適合しない旨を当該協議を行った県外排出事業者等に通知するものとする。」

4 産業廃棄物処理業者は、県外排出事業者等から県外産業廃棄物の処理を受託するときは、当該県外排出事業者等が前項の基準に適合する旨の通知を受けていることを確認しなければならない。

5 知事は、第1項の協議に係る処理（収集又は運搬を除く。）の内容が第3項の基準に適合しないと認めるときは、当該協議を行った県外排出事業者等又は当該協議に係る県外産業廃棄物の処理を受託した産業廃棄物処理業者に対して、協議を受けた日から30日以内に、「搬入の中止、搬入方法の変更その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。」

6 知事は、県外排出事業者等又は県外排出事業者等から県外産業廃棄物の処理を受託した産業廃棄物処理業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これらの者に対し、当該県外産業廃棄物の搬入の中止、搬入方法の変更その他必要な措置を講ずるよう、「勧告することができる。」

(1) 第1項の協議を行わず、又は第3項の基準に適合する旨の通知を受けずに搬入に着手したとき。

(2) 第3項の基準に適合しない処理（収集又は運搬を除く。）を行ったとき。

(3) 第1項の協議の内容と異なる処理（収集又は運搬を除く。）を行ったとき。

(4) その他不適正な処理が行われるおそれがあるとき。

7 知事は、前2項の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を、「公表することができる。」

8 知事は、前項の公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者にあらかじめその旨を通知し、その者に、「意見を述べる機会を与えなければならない。」

(県外産業廃棄物の処理方法等の基準)

第3条 条例第2条第3項の規則で定める循環型地域社会の形成に支障を及ぼさない県外産業廃棄物の本県への搬入後の処理方法等の基準は、次のとおりとする。

(1) 県内に搬入しようとする県外産業廃棄物が次のいずれかに該当するものであること。

ア 専ら製品の製造又はエネルギー回収のため原材料又は燃料として循環的に利用するためのものであること（原材料又は燃料として県内で循環的に利用するために中間処理を行うものを含む。）

イ 貴金属の回収を行うためのものであること。

ウ 循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第7条第1項の規則で定める圏域から搬入されるものであること。

エ その他本県で処理せざるを得ない特殊事情があると知事が認めるものであること。

(2) 県内に搬入しようとする県外産業廃棄物の排出事業場から搬入施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路が明確であること。

(3) 県内に搬入しようとする県外産業廃棄物の運搬に伴う当該県外産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭、騒音及び振動の発生の防止その他の生活環境の保全のための必要な措置を講じていること。

(公表)

第4条 条例第2条第7項の公表は、次の事項について行うものとする。

(1) 勧告に従わない者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

(2) 勧告に従わない者の住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

(3) 勧告の内容

取 扱 要 領

(通知)

第2 条例第2条第3項の通知は、県外産業廃棄物搬入事前協議基準適合(不適合)通知書(様式第1号)により行うものとする。

(勧告)

第3 条例第2条第5項及び第6項の勧告は、勧告書(様式第2号)により行うものとし、措置報告書を提出させるものとする。

2 前項の規定により提出された措置報告書の内容が適当と認められるときは、措置報告受理通知書(様式第3号)により報告者にその旨を通知するものとする。

(公表)

第4 条例第2条第8項の規定に基づく通知は、公表通知書(様式第4号)により行うものとする。

【趣旨】

本条は、県外産業廃棄物の搬入に関する基準及び事前協議の手続について定めるものである。これは、循環型地域社会の形成に関する条例第7条に規定する自県(圏)内処理の原則の例外であり、県外で発生した産業廃棄物を県内に搬入する際には、当該事業者に対し、性状及び処理方法等の確認のため、知事との事前協議を義務付け、循環型地域社会の形成に支障を及ぼさない県外産業廃棄物の本県への搬入後の処理方法等の基準の適否について審査し、結果を通知するものである。事前協議は「届出」であり、基準を示し、それに適合しない搬入又は事前協議を終了していない搬入については中止等の勧告を行い、その勧告に従わないときは、その旨を公表するものである。

協議に係る搬入の期間については、循環型地域社会の形成に関する条例に基づく格付けを取得している産業廃棄物処理業者等に処理を委託する場合には最長4年間とし、産業廃棄物処理業者等に対して格付け取得へのインセンティブを付与することなどにより、適正処理の促進を図るものである。

【用語の解説】

1 「30日前まで」

審査に要する時間等を勘案し、搬入しようとする日の30日前までに事前協議をすることとしたものである。なお、期限を過ぎた事前協議についても受け付けるが、事前協議を申し出た日から30日以内の事務処理が原則となる。

2 「協議」

行政手続上は届出である。これは、廃棄物処理法との関係から許可ではないこと、合意を前提とする「協議」ではないこと、基準との適否を審査する制度であることからの帰結である。なお、手続の名称として定着していること、手続の名称を「届出」とすると県外産業廃棄物対策が後退するイメージを与える懸念があることから、「協議」を用いたものである。

一次産業で発生した産業廃棄物の場合に当該協議の主体が問題になることがある。かかる事前協議の主体は排出事業者たる個々の農家であるが、適法な委任等がなされていれば、協議の代行は可能である。その場合、農協等公共的団体であれば、個々の農家の連名書を添付の上、一括して協議を代行するものとしている。なお、公共的団体である農協等と農家の関係を示す書類(組合員名簿等)の提出があれば、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則第2条第2項第1号の住民票の写しの添付があったものとみなしている。

3 「4年の範囲内で」

協議に係る搬入の期間を延長する場合、実際の事務運用の観点からは1年単位で延長を行うこと

が適当である。このため、格付けを取得した処理業者へ処理を委託する場合には2年、更に最上位の格付けの場合は3年とし、これに収集運搬業者の格付けの加えることにより、最長4年間とするもの。

4 「循環型地域社会の形成に関する条例第7条の原則に基づき規則で定める循環型地域社会の形成に支障を及ぼさない 県外産業廃棄物の本県への搬入後の処理方法等の基準」

規則第3条について第1号は搬入する産業廃棄物の内容等、第2号は運搬経路の明確性、第3号は生活環境保全上の措置の基準であり、全ての基準を満たす必要がある。

第1号については次のとおりである。

アは、従来どおり、最終処分場を圧迫するなど循環型地域社会の形成の施策への支障が少ないリサイクル目的の搬入である。「循環的に利用」は残渣が殆ど生じないことを意味している。また、広域かつ複数の移動により処理責任が不明確となりがちであることから、県内でリサイクルが完結する場合に限り、リサイクル処理の一連（前処理）としての中間処理目的の搬入も認めるものである。ただし、実態に鑑み、施行時に従来の事前協議を経て行っている搬入については、県外でリサイクルが完結するものであっても、方法等に変更なければ更新についても認めるものである。

イは、レントゲン廃液からの銀回収等はリサイクルに準ずるものとして認めるものである。

ウは、県外産業廃棄物対策について共同する青森県、秋田県を自圏としたことから、搬入可能な産業廃棄物の内容等の基準を撤廃したものである。

エは、特殊事情に該当する場合は、例外的に搬入を認めるというものであり、県外産業廃棄物に対する本県の姿勢を勘案すると、厳格かつ限定的に解釈すべきである。想定される場合は、災害によるものやその同等程度によるものである。なお、東北地方には死亡牛を処理する化製場が少ないことからBSE対策としての死亡牛の処理は、特殊事情に当たるものと考えられる。

5 「通知」

禁止を解除し、又は、権利を付与する等の効果を生じさせるものではなく、基準への適合又は不適合の事実を伝えるものであり、いわゆる「觀念の通知」である。

6 「搬入の中止、搬入方法の変更その他必要な措置」

適正ではない搬入の際に、その中止や適正な搬入となるよう方法の変更、事後であっても協議すること等の措置をいう。

7 「勧告」、「公表」

行政法上の「勧告」及び「公表」をいう。一般的禁止を解く許可ではないことから、命令は不可能であり、勧告としたものである。

8 「意見を述べる機会」

公表は行政法上「事実の開示」として不利益処分ではないと解されるが、影響の大きさ等から不利益処分に準ずるものとして弁明の機会を付与するものである。

【留意事項等】

1 従来取扱いが明確ではなかった、死亡牛や廃パソコンは産業廃棄物であり、事前協議の対象である。

2 添付書類について

法人登記簿謄本

法務局が発行する現在事項全部証明書であれば、登記簿に記録されている全ての事項の証明であること、法務局が発行していることから、登記簿謄本と同一視でき、これに替わるものとして

認められる。

事業の概要を記載した書類

添付の趣旨は協議書で不足する情報の把握であり、協議書のみからでも、かかる情報の把握が可能であれば、「書類添付」という形式面にだけ着目して重複した内容の書類の作成を求めることは非合理的であることから、協議書に記載した事項で「事業の概要」、「発生工程の概要」が把握できるのであれば添付は要しない。

成分の分析の結果、性状等を記載した書類

協議書の添付書類としての分析証明書の有効期限を試料採取日から1年間としている。

「許可制」「届出制」とは

1 許可制とは

(1) 許可制の意義

一般に、人の一定の行為を一般的に禁止したうえで、この禁止を特定の場合に限って解除する行為のことを「許可」という。そこで、「許可制」とは、一定の行為を行う場合に許可を必要とすることによって、当該行為の規制を行う制度のことをいう。なお、個別の法制度においては、免許、承認、認可などの用語が使われることもあるが、これらも許可制のひとつと考えることができる。

許可制は、一般的な禁止を特定の場合に限って解除するという性質上、後述する届出制や協議制と比較しても、行為者に対する権利制限の度合いが高い制度であるといえる。また、法令や条例中では、一定の許可基準等を定めた関係諸規定に加え、違反行為に対する罰則を科す規定を伴う場合が多いのも許可制の特徴である。

(2) 許可制の種類

許可制は、その対象事項によって次のような種類に分けることができる。

種別	内容	具体例
事業許可制	一定の事業を対象とするもの	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可 ・ 建設業法に基づく建設業の許可
施設許可制	特定の施設の設置や操業を対象とするもの	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設の設置許可 ・ 医療法に基づく医療施設の開設許可
行為許可制	事業、施設設置以外の一定の行為を対象とするもの	・ 都市計画法に基づく開発行為の許可 ・ 自然公園法に基づく工作物新築等の許可

2 届出制とは

(1) 届出制の意義

「届出制」とは、人が一定の行為を行う際に、その旨を事前又は事後に届け出ることを義務づける制度のことをいう。

届出制のもとでは、自らの行為について届出をすれば足り、その行為の是非が審査されることがないのが原則とされる。この点は許可制と異なるところだが、その一方で、後述するようないわゆる「届出+勧告命令制」の場合には、その機能の点で許可制と類似する側面をもっている。

(2) 届出制の種類

本来的意味における届出制

届出制は、本来は、一定の公的対応が問題となりうる行為について、行政機関が情報を得ることを目的にしたもの。例えば、森林法では、地域森林計画の対象となっている民有林を伐採する場合にあらかじめ市町村に届出を行うことが必要とされているが(同法第10条の8)これによって森林資源の現状について情報を収集し、森林計画の進行管理や林野行政の推進に役立てようとしているものと考えられる。

規制的・誘導的意味を持たせた届出制

一方、届出制のうちでも、上記のような本来の意味を超えて、一定の法的効果をもたらすことを意図したものがある。

その一つとして、いわゆる「届出+勧告命令制」がある。

「届出+勧告命令制」とは、人が一定の行為を行う際に、その旨を事前に届け出ることを義務づけるとともに、届出を受けた行政機関が、当該行為を放置することが適切でないことを認め、指導勧告等の行政指導や行為停止等の命令等の処分を行うことができる旨を定める制度のことをいう。この制度は、本来の意味としての届出に勧告命令制という法的効果を付加することによって、一定の行為を規制したり、誘導したりする目的をもたせたもの。

例えば、自然公園法では、国立公園や国定公園の普通地域(特別地域等を除く地域)において、工作物の新築等の行為を行う場合には、公園管理者に届出をすべきことを義務づけるとともに、公園管理者は公園の風景を保護するうえで必要があると認めるときは、当該行為の禁止等の処分を行うことができる旨を定めている(自然公園法第26条参照)が、このような規定がここでいう「届出+勧告命令制」に当たる。

「届出+勧告命令制」は、ある行為をなすについて、単に届出をすれば自由に当該行為をなすのではなく、「勧告や命令等がないこと」という制約を伴う点で単なる届出制と異なる。一方で同制度は、「勧告や命令等がないこと」という制約のもとで初めて当該行為をなし得るという点で、「禁止を特定の場合に限って解除する」許可制と類似した機能を持っているともいえる。そこで、この「届出+勧告命令制」がもつメリット・デメリットについて、許可制との対比において明らかにする必要がある。

3 許可制と「届出+勧告命令制」のメリット・デメリット

	届出+勧告命令制	許可制
メリット	行為者の届出が先行し、行政側は受け身でよいことから、制度運用のコストが軽減 原則として届出で足りるため、行為者の負担の軽減と行政機関による権利制限の抑制が可能 当該行為を放置することができない場合には、行政指導や命令等の処分による当該行為の抑制や規制・排除が可能	同左 一定の行為を広く対象として規制可能 許可の対象や基準の弾力的な見直しにより、状況の変化に応じたきめ細かな規制が可能
デメリット	軽微な行為等も含めて広く届出を求めれば、行為者の負担が増大 行政指導や命令等の処分の基準が不明確になり易く、安易な行政指導や命令等の処分のおそれ 行為着手後は、原状復旧の指導・命令が困難となり、結果として制度の実効性が損なわれるおそれ	一定の行為の一般的な禁止により、必要以上に広い規制となりがち 行為者の申請等の行為が先行するため、行為者の負担するコストが大きくなりがち 許可対象や基準が弾力的に見直された場合には、行為者等の信頼が失われるおそれ

		行為者の規制の不知や違反者が続出する場合には、規制の実効性が失われるおそれ
--	--	---------------------------------------

これらのうち、届出のみで原則届出義務の履行（完了）となること、勧告命令により実効性の確保が可能になることが、許可制と異なる届出制度特有のメリットであるといえる。

そして、前者は、届出で足りることで、行為者の負担を軽減するとともに、行政機関による権利制限の抑止につながり、許可制のデメリットに対応するもので、この制度の最大のメリットであるといえる。また、後者は、許可制に比べて緩やかな権利制限である届出制のもとでも、勧告や命令等によって例外的に申請者の行為を規制できるので、規制の実効性という点で必ずしも許可制に劣るものではないということを表している。

このようなメリットから、前述した自然公園法などの法令はもとより、自治体の条例においても、「届出+勧告命令制」を採用している例は少なくない。

出典：磯崎 初仁『自治体法務サポート 政策法務の理論と実践』（政策法務研究会（編集代表 鈴木康夫）編集）第2章³「行政手法の諸類型」から一部改変して抜粋、第一法規、2003年

条 例	規 則
<p>(搬入事前協議の内容の変更)</p> <p>第 3 条 前条第 3 項の基準に適合する旨の通知を受けた県外排出事業者等は、同項の通知に係る、<u>協議の内容を変更しようとするときは、変更に係る県外産業廃棄物の処理（収集又は運搬を除く。）を県内で行うために搬入を開始しようとする日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。ただし、その変更が、<u>規則で定める軽微な変更</u>であるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前条第 3 項から第 8 項までの規定は、前項の協議について準用する。</p> <p>3 前条第 3 項の基準に適合する旨の通知を受けた県外排出事業者等は、第 1 項ただし書の規則で定める軽微な変更があったときは、その日から 10 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(搬入事前協議の内容の変更)</p> <p>第 5 条 条例第 3 条第 1 項の協議は、<u>県外産業廃棄物搬入変更協議書（様式第 2 号）</u>により行わなければならない。</p> <p>2 前項の変更協議書には、<u>変更の内容を示す書類を添付しなければならない。</u></p> <p>3 条例第 3 条第 1 項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 協議者の氏名及び名称の変更</p> <p>(2) 法定代理人の変更</p> <p>(3) 事務所及び事業場の所在地の変更（協議時に所在する都道府県内での変更に限る。）</p> <p>4 条例第 3 条第 3 項の届出は、<u>県外産業廃棄物搬入変更届出書（様式第 3 号）</u>により行わなければならない。</p>

【趣旨】

搬入の重要な要素に関係しない軽微な場合を除き、搬入事前協議内容を変更する場合には、変更協議を要するとしたものである。

【用語の解説】

1 「協議の内容を変更」

協議した事項いずれの事項についても変更する場合の意味である。ただし、搬入期間が一年以内であり、これを超える期間となるような変更協議は認められない。

なお、軽微変更事由（規則第 5 条第 3 項）以外は変更協議の対象となるが、同項との均衡から収集運搬業者の名称の変更の場合は届出で足りることとしている。

2 「規則に定める軽微な変更」

規則で定める軽微な変更については、協議は不要とするが、届け出るものとしている。

条	例	規	則
(実績の報告) 第4条 県外産業廃棄物を搬入した県外排出事業者等は、その、 <u>処理の実績</u> について、 <u>規則で定めるところ</u> により、知事に報告しなければならない。		(実績の報告) 第6条 条例第4条の報告は、県外産業廃棄物搬入実績報告書(様式第4号)により、搬入終了後3月以内に行わなければならない。ただし、搬入期間が2年度にわたる場合には、事前協議における搬入開始年度の実績の報告を翌年度6月末日までに行わなければならない。	

【趣旨】

本条は、事前協議を経て搬入した産業廃棄物について、搬入量等の処理実績の報告を求めるものである。当該報告に基づき環境保全協力金の額等を算定するものである。

【用語の解説】

1 「処理の実績」

搬入から処分までの全ての過程を対象とする「処理」の実績をいう。なお、実際の報告内容は搬入実績が中心であるが、事前協議内容と合致しているか処分内容を把握する必要があるため、「処理の実績」としたものである。

代行や委任により農協等が一括して協議した場合でも、環境保全協力金は個々の排出事業者が納入するものであり、その算定根拠となることから、搬入実績の報告の際には、個々の排出事業者ごとの内訳を添付する必要がある

2 「規則で定めるところにより」

県外産業廃棄物搬入実績報告書(様式第4号)により、搬入終了後3ヶ月以内に報告するものとする。なお、搬入実績については、年度終了時点でも把握する必要があることから、2年度にまたがる搬入の場合には、搬入終了後の実績報告の前に、搬入開始年度の実績を6月末日までに行うものとする。したがって、2年度にまたがる搬入の場合は、2回実績報告を行うことになる。

【留意事項等】

当該報告は県外産業廃棄物を搬入した県外排出事業者等の申告に基づく報告である。なお、産業廃棄物処理業者について義務付けている実績報告(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則§17)環境保全協力金契約書(様式第5号)第4により必要に応じ添付を求める帳簿の写し等との照合等により、精度の高い実態の把握が可能となる。

条	例	規	則
	(実績の公表) 第4条の2 知事は、毎年度、規則で定めるところにより、前年度における前項の報告を取りまとめ、その「概要」を公表するものとする。	(実績の公表) 第7条 条例第4条の2の公表は、インターネットの利用、 <u>その他の方法</u> により行うものとする。	

【趣旨】

本条は、前条で求めた搬入量等の処理実績の報告を取りまとめ、県ホームページ等により公表するものである。

【用語の解説】

1 「概要」

実績報告件数、搬入量（処分方法別、廃棄物の種類別、都道府県別）、排出事業者別実績（廃棄物の種類、搬入量、収集運搬業者、処分方法及び処分業者）及びこれに付随する事項を指す。

2 「その他の方法」

資源循環推進課において公衆の縦覧に付すほか、県の公表資料の一部に掲載されることなどを想定している。

【留意事項等】

環境保全協力金の契約を締結しない搬入（最終処分目的では2 t、中間処理目的では5 t、リサイクル目的では20 t未満）については、排出事業者別搬入実績の公表は行わない。

条 例	規 則
<p>(環境保全協力金の契約)</p> <p>第5条 知事は、県の環境保全政策の推進のため、第2条第1項又は第3条第1項の協議の際に、規則で定めるところにより、県外産業廃棄物を県内に搬入しようとする県外排出事業者等と当該県外排出事業者等の、環境保全協力金の納入について、契約を締結することができる。</p>	<p>(環境保全協力金の契約)</p> <p>第8条 条例第5条の契約は、環境保全協力金契約書(様式第5号)により行うものとし、当該契約を締結しようとする者は、条例第2条第1項又は第3条第1項の協議の際に押印の上、知事に2通提出するものとする。</p> <p>2 環境保全協力金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を目安とする。</p> <p>(1) 搬入後埋立て等最終処分を行う場合 搬入量1トンにつき500円</p> <p>(2) 搬入後破砕、焼却等中間処理を行う場合 搬入量1トンにつき200円</p> <p>(3) 搬入後再生利用等を行う場合 搬入量1トンにつき50円</p>

取 扱 要 領
<p>(意向確認)</p> <p>第5 規則第7条第1項の環境保全協力金契約書が提出されない場合及び環境保全協力金契約書の環境保全協力金の額が規則第7条第2項の額に満たない場合は、知事は県外排出事業者の意向を確認するものとする。</p>

【趣旨】

本条は、県外産業廃棄物の搬入事前協議又は搬入変更協議の際に、環境保全協力金の納付について県外排出事業者等と契約する権限を知事に付与するものである。

これは、県外排出事業者等は本県に対する税負担が無いこと、県外産業廃棄物の搬入により、本県に環境負荷を生じさせるとともに本県が進めている地域ゼロエミッション等の環境保全政策に一定のプレッシャーを与えていることから、当該政策に賛同する県外排出事業者等に対し、一定の経済的な協力として契約に基づき環境保全協力金の納入を求めるものである。

【用語の解説】

1 「第2条第1項又は第3条第1項の協議の際」

第2条第1項又は第3条第1項の協議と同時であることをいう。ただし、協議の要件ではないこと、環境保全協力金が寄附であるため納付は協議者の自由意思によるものであることから、協議後でも契約締結を妨げない。

2 「環境保全協力金の納入」

下記の金額についての環境保全協力金の納入をいう。

実際の手続としては、県は条例第4条に基づき搬入終了後3月以内に提出される搬入実績の報告を受けて金額を確定させ、搬入事前協議者(すなわち環境保全協力金契約者)に納入通知を行い、納入を受けることとなる。

なお、徴収に要するコスト、労力等を勘案し、契約において100円未満の端数は切り捨て、全額が1,000円未満であるときは、全額を切り捨てることとしており(様式第5号第3)結果的に最終

処分目的では2 t、中間処理目的では5 t、リサイクル処理目的では 20 t 未満の搬入については、環境保全協力金の納入を要しないこととなる。

規則第3条第1号適合理由	適用金額	備 考
ア リサイクル	50 円/t	イ～エと重複の場合、アを適用
イ 貴金属回収	200 円/t 又は 500 円/t	処理の内容による
ウ 青森・秋田からの搬入	200 円/t 又は 500 円/t	処理の内容による
エ 知事特認	200 円/t 又は 500 円/t	処理の内容による

3 「契約を締結することができる」

契約締結の権限を知事に付与することをいう。環境保全協力金は寄附であり「割当て強制」が禁じられていること（地方財政法第4条の5）民法上は契約による贈与であることから、「契約自由の原則」との整合性を図る必要があり、知事への権限付与としたものである。

【留意事項等】

環境保全協力金は、県外搬入に対する経済的手法として現行法上採り得る手法として「寄附」と整理したものであるが、地方公共団体に対する「寄附」であること及び自動的に定まる額の定期的な納入であることから、全額損金算入とすることも、必要経費として控除対象とすることも可能であり、いずれにしても課税対象から外れるものである。

条	例	規	則
(立入検査)			
<p>第6条 知事は、<u>この条例の施行に必要な限度において</u>、事業者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において県外産業廃棄物を無償で収去させることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>			

【趣旨】

本条は、この条例の施行に必要な限度において、報告徴収、立入検査等を行うことができるものとするものである。当該権限は、各地方振興局長に委任されている。

【用語の解説】

1 「この条例の施行に必要な限度において」

報告徴収等は事業者等の権利義務に影響を及ぼすことから、この条例を適正に施行する必要な限度内に限定するものである。なお、廃棄物処理法の報告徴収等とは、それぞれの根拠法令の施行の範囲内に限定されていることから、理論上の役割分担は明確であるが、実際には両者に跨る場合が想定される。その場合には双方が補完しあいながら、一体的に行うこととなる。

条	例	規	則
(補則)			
<p>第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。</p>			

条 例	規 則
(過料) 第8条 第6条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に基づく立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、5万円以下の過料に処する。 (両罰規定) 第9条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。	

取 扱 要 領
(過料) 第6 条例第8条及び第9条の規定に基づく過料処分は、過料処分通知書(様式第5号)により行うものとする。

【趣旨】

1 条例違反に対する罰則は次のとおりである。

項 目	条 項	内 容	罰 則	罰 則 条 項
報告及び調査	第6条第1項	偽り、拒み、妨げ、又は忌避	5万円以下の過料	第8条

【参考】

循環型地域社会の形成に関する条例

第3章	認定製品の表示	第11条第2項	認定製品の表示の不正使用	5万円以下の過料	第34条第1号
第6章	廃棄物等の適正保管等	第20条第2項又は第6項	報告違反、虚偽報告		第34条第2号
		第20条第2項	立入検査等の拒み、妨げ、又は忌避		第34条第3号
		第20条第5項	調査命令違反		第34条第4号
		第20条第7項	措置命令違反		第34条第4号
	建設資材廃棄物の適正処理	第21条第6項	措置命令違反		第34条第4号
第7章	不適正処理関与者の責任徹底	第23条第3項	措置命令違反		第34条第4号
第8章	適正な廃棄物処理施設等の設置等	第29条第2項	改善命令違反		第34条第4号
		第30条第2項			第34条第4号
第9章	報告	第31条第1項	報告違反、虚偽報告		第34条第2号
	調査等		拒み、妨げ、又は忌避	第34条第3号	

2 その他、循環型地域社会の形成に関する条例第34条と同様である。(循-85ページ参照)

附 則

条 例	規 則
<p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定は、規則で定める日から施行する。(平成 15 年 6 月規則第 83 号で、同 16 年 1 月 1 日から施行)</p> <p>2 この条例の施行の際現に行われている県外産業廃棄物を県内で処理するための搬入については、第 2 条から第 5 条までの規定は、適用しない。</p> <p>3 知事は、この条例の施行後 5 年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>附 則(平成 16 年 12 月 17 日条例第 64 号)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例の規定は、平成 17 年 1 月 1 日以後に搬入される県外産業廃棄物について適用し、同日前に搬入される県外産業廃棄物については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成 19 年 10 月 19 日条例第 59 号)</p> <p>この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の規定は、条例第 5 条の規定の施行の日〔平成 16 年 1 月 1 日〕から施行する。</p> <p>2 県外産業廃棄物を県内において中間処理し県外で循環的に利用するために行う搬入に係る第 3 条の適用については、排出事業者、搬入される産業廃棄物の種類、搬出先の産業廃棄物処理業者、搬出した産業廃棄物の処理方法等が条例の施行の際現に行われているものと同一であると認められる場合に限り、当分の間、同条第 1 号ア中「県内で循環的に利用」とあるのは「循環的に利用」と読み替えて適用するものとする。</p> <p>附 則(平成 17 年 3 月 4 日規則第 4 号)</p> <p>この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 17 年 8 月 26 日規則第 78 号)</p> <p>1 この規則は、平成 17 年 8 月 29 日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正前の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する規則に規定する様式による用紙は、平成 18 年 8 月 29 日までの間、使用することができる。</p> <p>附 則(平成 20 年 3 月 28 日規則第 54 号)</p> <p>1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分及び様式第 5 号の改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正前の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則に規定する様式(様式第 5 号を除く。)による用紙は、平成 21 年 3 月 31 日までの間、使用することができる。</p>

取 扱 要 領
<p>附 則</p> <p>この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 の規定は、条例第 5 条の規定の施行の日から施行する。</p>

【趣旨】

- 1 平成 15 年 4 月 1 日からの施行とした。なお、環境保全協力金の部分は同じ経済的手法である産業廃棄物税と同様に平成 16 年 1 月 1 日からの施行とした。
- 2 経過措置を設け、以下の理由により、実際に環境保全協力金が適用される搬入行為は、施行日以

後に事前協議を申し出た対象行為としたものである。したがって、施行日時点で行っている搬入行為ではない。

環境保全協力金納入の根拠は契約であることから、契約締結時点で施行されている「ルール」で対応すべきであること。(搬入行為自体を捕捉して協力金の対象とすると、いわば不利益規定の「遡及適用」と同じであること。)

- 3 全国的にも類例のない制度であることから、今後、制度の定着状況、実効性などを検証し、必要に応じて見直しを図る必要があることから、5年を目途とした検討を行うこととしたものである。

